

## 主な意見等の取り扱いについて（案）

これまでに実施したヒアリング等において提起された主な意見等の取り扱いについて下記の分類により整理した。

- ( 1 ) 実務上の指針（ガイドライン）案のとりまとめに向けて、各部会にワーキンググループを設置して検討
- ( 2 ) 現行制度上の課題（運用上の取り扱いの明確化を含む）に関する把握・実務的調整にかかる委員による指導
- ( 3 ) 実施事例のとりまとめ
- ( 4 ) 関係省庁等による検討状況の把握・助言
- ( 5 ) その他

ヒアリング等により提起された主な意見等	取り扱い
<b>1. 入札に関する意見等</b>	
<b>(1) スケジュール</b>	
<p>1 実施方針の策定・改訂            実施方針の策定段階で、事業スキームやリスク分担に関する民間からの発案・意見・提案を十分に受け入れられるように手続きを整備、積極的に実施方針を段階的に改訂すべき。</p>	<p>(2) 入札プロセスに関する研究にかかる指導</p>
<p>2 スケジュール設定            事業内容の検討時間の確保のため、事業の公募から事業者選定までの十分な期間を確保すべき。            民間側の人員拘束によるコスト負担緩和の観点から、実施方針で示す公共側の事業者選定までの当初事業スケジュールを遵守すべき。            特に、検討に時間を要する官民リスク分担について、公共側の入札までに十分な期間をもって提示すべき。</p>	<p>(2) 入札プロセスに関する研究にかかる指導</p>
<p>3 アドバイザー選定            公共側のアドバイザーの資質について、厳格な資格審査を実施すべき。            公共側にファイナンスの知識・経験が特に不足しているため、公共側にファイナンシャルアドバイザーを採用すべき。            円滑な資金調達のため、条件規定書にファイナンシャルアドバイザーの意見を十分に反映すべき。</p>	<p>(3) 実施事例のとりまとめ</p>
<b>(2) 事業者の評価・選定</b>	
<p>4 入札のあり方            PFI事業に係る入札について、契約条件の柔軟な交渉や適正なリスク分担を図る観点から、公募型プロポーザル方式が適切。その適用の是非を含め、その考え方を検討すべき。            特例政令における随契要件を検討すべき。</p>	<p>(2) 入札プロセスに関する研究にかかる指導</p>
<p>5 多段階選抜の導入            民間企業の入札コストの負担を軽減する観点から、多段階選定を導入すべき。</p>	<p>(2) 入札プロセスに関する研究にかかる指導</p>
<p>6 交渉            PFIでは、契約条件の交渉、変更が可能となるような手続きをとることが重要であることから、(入札方式を問わない)契約交渉を導入し得る手法、条件、留意点等を検討すべき。            現行制度において、最適な官民のリスク分担等を可能とする観点から、入札前の契約書案の開示と一定期間(最低3ヶ月以上)の質問等受付期間を設定すべき。            交渉を円滑に進めるため、事業実績を踏まえたステップ毎のQ&amp;A方式の手引書を作成すべき。</p>	<p>(2) 入札プロセスに関する研究にかかる指導</p>
<p>7 総合評価            総合評価方式で事業者を選定する際の基準となる考え方、例えば、価格並びにその他の要素の配点比率、価格以外の要素の定量化の方法等に関する一定の基準等を提示すべき。</p>	<p>(事業の画一性を排除し多様性の確保を図る観点から、各管理者が、適切に判断することが望ましい。)</p>
<p>8 中小企業の参画            事業の規模や資格要件上困難となっている、PFI事業への中小企業の参画の図り方を検討すべき。</p>	<p>(事業の円滑な実施という観点からも、各管理者と各事業者が、適切に判断すべき課題。)</p>

2. 契約の締結に関する意見等	
9 債務負担行為設定とスケジュール P F Iに係る諸手続きの実施上、入札公告からの一連の手続きに時間がかかるので、債務負担行為設定年度内に、支出負担行為を完了させることが困難。	( 3 ) 実施事例のとりまとめ
10 人材 地方公共団体の契約交渉を行ない得る人材不足の解消を図るべき。	( 5 ) 地方研修会の開催など
11 金融機関との直接協定 金融機関と公共側が締結する直接協定について、公共側がノウハウを蓄積するべき。 契約上の地位の譲渡等を含む事業破綻時における対応について、迅速性に配慮した取扱いの統一化を図るべき。	( 1 ) 契約ワーキンググループにおいて検討
12 リスク分担 契約書に定めるべきリスク分担、保険によるリスクヘッジの程度は、実務的に大きな課題。また、不可抗力については定義付けと負担の方法を統一化するべき。 不可抗力による損害等の公共側のリスク負担について、予算の範囲内（補正予算で対応する場合は要議会承認）で負担しきれない場合の対応を検討するべき。 債務不履行事由、契約解除事由とその補償のあり方等の考え方について検討するべき。 合理性に欠ける、過度のリスク移転が求められているケースがあることから、ペナルティの課し方などについて、過度のリスク移転となりうる具体的な例示等を収集し提示するべき。	( 1 ) 契約ワーキンググループにおいて検討
13 契約のあり方 契約締結の時間短縮やコストの削減のため、標準化された契約書フォームを設定するべき。 瑕疵担保責任と無償取得物件（サービス購入費の位置付け）との関係を整理するべき。 市民ニーズに対応するための事業内容（ソフト・ハード面）の変更が想定される場合に、事業内容の変更に対して柔軟に対応する契約書について検討するべき。	( 1 ) 契約ワーキンググループにおいて検討
14 契約履行保証 合理的な契約履行保証・担保設定のあり方を検討するべき。 契約金額の総額に基づく契約保証金の支払や出資企業の契約期間にわたる履行保証の差し入れは民間企業にとって大きな負担。例えば、建設工事期間中における初期投資額に基づく履行保証保険の付保等で対応するべき。 出資企業による事業全体についての連帯保証の差し入れは出資企業にとって大きな負担であり、各出資企業が少なくとも役割分担に応じた負担をすることで対応するべき。 公共施設等の管理者等とS P Cの出資親会社グループとの関係についての考え方を整理するべき。 S P Cではなく公共を支払の相手方とする建設工事に係る履行保証保険を設定するべき。 30年の事業期間をカバーする履行保証制度が必要。  コンソーシアムが落札者となり、そのコンソーシアムの構成員が設立するS P Cと契約する場合において、コンソーシアムとS P Cの履行能力が同じであることの確保などのため、発注者が留意すべき事項を整理するべき。	( 1 ) 契約ワーキンググループにおいて検討 ( 保険会社等における今後の対応の推移を見守る。 )

<p>15 <b>あるべき事業範囲</b>  サービス購入型事業への一部独立採算事業の組み入れについては、前提条件の制約等があることから公共から最低保証を付与するべき。  本体業務との関連性が薄い業務を付随させて一括発注することは、民間企業の立場を不安定にする要素やコスト増に繋がる恐れもあることから、一括発注するべきか否かを慎重に検討するべき。  民間提案を求める業務範囲について、収支予測などとの関係で検討するべき。  民間収益施設等の取り扱いの明確化を図るべき。</p>	<p>(各管理者が、実施方針、入札説明書に対する民間事業者の意見等を十分に考慮して、個別事業ごとに適切に判断することが望ましい。)</p> <p>(3) 実施事例のとりまとめ</p>
<p>16 <b>民間事業者の裁量</b>  独立採算事業、あるいはB00事業における、民間事業者の裁量権を可能な限り確保するべき。</p>	<p>(各管理者が、実施方針、入札説明書に対する民間事業者の意見等を十分に考慮して、個別事業ごとに適切に判断することが望ましい。)</p>
<p>17 <b>大規模修繕</b>  大規模修繕については、民間側で一定の対応は行なうものの、急激な物価変動等による積立不足が生ずる可能性があり、その対応について協議機会を設定するべき。</p>	<p>(1) 契約ワーキンググループにおいて検討</p>
<p>18 <b>S P Cの株式譲渡</b>  事業の履行確保の観点から、第三者への譲渡が厳しく制限されている出資金、劣後ローンの譲渡要件の緩和を図るべき。</p>	<p>(1) 契約ワーキンググループにおいて検討</p>
<p>19 <b>完工確認書</b>  公共側からの工事費の支払の前提となる完工確認書の交付条件(検査方法、期間等)を早い段階で開示及び協議するべき。</p>	<p>(1) 契約ワーキンググループにおいて検討</p>
<p><b>3. モニタリングに関する意見等</b></p>	
<p>20 <b>モニタリング</b>  民間事業者の創意工夫の発揮を損ねることのない業務要求水準とサービス仕様に関する考え方を整理するべき。  サービス購入費の減額に繋がるモニタリングステップの明確化を図るべき。  サービスレベルの低下に起因するペナルティを当該業務への対価の枠組みを超えて、建設に係る割賦代金と関連付ける条件は、民間事業者に過剰な負担。  V F Mの事後評価について検討するべき。</p>	<p>(1) モニタリングワーキンググループにおいて検討  (1) 契約ワーキンググループにおいて検討</p>
<p>21 <b>事業実施後の設計変更</b>  事業実施後における提案段階との設計変更について許容範囲の明確化を図るべき。変更の解釈や完成後の検査対象等PFIにおける性能発注に係る官民の共通認識の形成を図るべき。</p>	<p>(各管理者が、個別事業の特性や内容に応じて、適切に判断することが望ましい。)</p>

<b>4 . 公物管理に関する意見等</b>		
22	<p><b>公の施設・公物管理</b></p> <p>地方自治法上の「公の施設」の規定による事業（受託）主体の制限を緩和するべき。</p> <p>公の施設についてはP F I事業者が管理受託者となり得ないため、自ら利用料金の收受や柔軟な料金設定ができず、需要変動リスクを負えない可能性があるが、需要変動リスクを民間事業者が負担している以上、民間がノウハウを最大限活用できるような条件を整備するべき。</p> <p>P F I推進の阻害要因となっている個別の公物管理法に係る制限規定と現状を整理するべき。（例えば、道路法により制限されている道路の貸し付け（地下駐車場）、都市公園法により制限されている公園用地の貸し付けなど。）</p>	<p><b>( 2 ) 公の施設・公物管理に関する研究にかかる指導</b></p> <p><b>( 2 ) 公の施設・公物管理に関する研究にかかる指導</b></p>
<b>5 . VFMの評価に関する意見等</b>		
23	<p><b>リスク定量化</b></p> <p>リスクの定量化についてモデル・指標を提示するべき。</p>	<p>（ V F Mに関するガイドラインにおいても、「リスクの種類や事業の置かれた状況等によってさまざまであり、本ガイドラインにおいてその指標を統一的に示すのは困難である。それぞれの公共施設等の管理者等において、その経験や市場調査等によって得られたデータ等をもとに想定することが適当である。」と示されている。各管理者が個別の事業の内容に即した検討を行うことが望ましい。）</p>
24	<p><b>V F M評価</b></p> <p>V F Mガイドラインにおいて、P S C、P F I事業のL C Cの算定にあたっての「適切な調整」は現行制度に基づき、収入、支出が現実にあると見込まれる場合にその額を加減することとしているが、国・地方を問わず、すべてイコールフットイングさせた上でのV F Mの評価を推進するべき。</p> <p>建設工事費、維持管理費、間接費などの算定は、その一定の精度の確保を含め、実務上難しい事項が多いことから、リスクを含めたP S C、P F I事業のL C Cの簡易な算定方法を検討するべき。P F I事業のL C Cの算定に関する参考指標を提示するべき。</p> <p>地方公共団体の参入の促進を図る観点から、P S C算定についての統一の方針を整備するべき。</p> <p>設定が難しい民間事業者の利益率の設定についての考え方を提示するべき。</p>	<p><b>V F Mの事後評価の問題等については、( 1 ) モニタリングワーキンググループにおいて検討</b></p> <p>（ V F Mの評価については、リスクの定量化を含む課題であり、各管理者が個別事業の内容に応じて、市場調査などの手法も活用しつつ検討することが望ましい。）</p>
25	<p><b>V F Mの公表</b></p> <p>数値のみの公表が慣習化しているV F Mの算定結果について、民間側の入札参加の意思決定を補完する観点から、V F M評価に当たっての算定の根拠となるP S C、P F I事業のL C Cなど数値の公表を義務付けるべき。</p>	<p><b>( 3 ) 実施事例のとりまとめ</b></p>

<b>6．支援措置に関する意見等</b>		
<b>(1) 補助金</b>		
26	<b>補助金の取扱い</b> BOT事業への補助金交付や支払の方法など、PFIの特徴に合わせた柔軟な取扱いを整備するべき。 地方公共団体におけるPFI事業化検討を促すため、補助金のイコールフットィングに係る補助金交付要綱等の見直し作業を実施、結果を早期公表するべき。 PFI事業に対する補助金交付の取扱い(いつ交付が確定するのか等)を、あらかじめ明確にすることで、検討内容やスケジュールの設定等が容易になることから、補助金交付の取扱いについて速やかに情報を開示するべき。 公の支配に属さない慈善の事業に対して、公金その他の公の財産を支出、利用してはならないとする憲法第89条が社会福祉分野PFI事業を制約していることに対する考え方を整理するべき。	(4)関係省庁連絡会議平成13年9月文書に基づく補助金交付についてのイコールフットィングの推進状況を引き続き注意深く見守ることとする。
<b>(2) 税制</b>		
27	<b>資産課税</b> 登録免許税、固定資産税等一連の公租公課について、行政に代位して行政サービスを提供するPFI事業の特性に着目し、非課税又は軽減措置を実施するべき。 都道府県と市町村との間の資産課税の取扱いの差異を解消するべき。	(4)税制改正の手続きに従って、関係省庁等において検討。当面、注意深くその状況を見守ることとする。
28	<b>減価償却期間</b> PFI事業期間内における適正な投資回収を図るため、施設ごとに定められている法定耐用年数をPFI事業期間に合わせて短縮するべき。 BOT方式におけるSPCの減価償却に係る税務上の取扱いについては、その如何により提案のスキームが全く異なってくることから、国の統一的な見解を検討するべき。	同上
29	<b>大規模修繕引当金</b> 民間事業者に委ねられる施設の大規模修繕に係る費用について引当金制度を創設するべき。	同上
30	<b>不動産取得税</b> BOT方式の場合、譲渡を前提とした資産の原始取得にもかかわらず、SPCへ課税される不動産取得税の減免措置を実施するべき。	同上
<b>7．資金調達等に関する意見等</b>		
31	<b>PFI事業へのファイナンス</b> 民間の立場から、事業期間30年にわたる長期のプロジェクトファイナンスの組成はリスクが大きく困難であり、資金調達を円滑に進めていくため、適切な事業期間(15年から20年程度)を設定するべき。 SPCが保有する現預金や建設中の施設を担保にすること、融資銀行の数だけ同順位の担保権を設定せざるを得ないことなど、プロジェクトファイナンス手法における融資や担保設定にかかる技術的・制度的課題を検討するべき。 個別事業について、一定の客観的な事業性評価、優良度の評価等を格付けする機関を整備するべき。	金融関係者ヒアリングの実施

32	<p><b>金利変動リスク</b>  入札時から金利固定契約締結までの金利リスクを民間事業者が負担することは、過度のリスク移転であり、公共側がこれを負担すべき。  落札から基準金利の決定までの間に民間事業者が行わなければならない検討・実務作業は多いので、金利を固定化する時期を本契約締結後6ヵ月にするなど、一定の期間を設定すべき。  事業期間の長期化に対応して、10年ごとの基準金利見直しや公共側がスプレッドを保証すべき。</p>	金融関係者ヒアリングの実施
33	<p><b>公的金融</b>  日本政策投資銀行の低利融資を予定している事業では、日本政策投資銀行との具体的な協議ができない段階で低利融資を前提とした提案を民間事業者側が検討しなければならないため、低利融資を受けることが出来なかった場合のリスクが大きい。これを改善するため、入札説明時に日本政策投資銀行は低利融資の取り扱いを提示すべき。  政策投資銀行の無利子融資を活用すると、民間金融機関の融資は劣後されるので、これらの返済リスクが高まることに対する考え方を整理すべき。  「ふるさと融資」については、貸付期間15年の制限があるため、16年目以降の返済キャッシュフローの組み立てが難しくなることや、融資を決定する「ふるさと財団」の調査委員会に限られた日に開催されること、契約変更には議会の承認が必要となること等が、PFI事業スケジュールを大きく制約。これら、審査期間等について対応を弾力化すべき。</p>	関係者ヒアリングの実施
<b>8. その他</b>		
34	<p><b>PFIのあり方</b>  PFIを適切に導入していく観点から、例えば、事業の収益性・安定性、規模、タイプ等に応じた、国・地方に共通する統一的な導入判断基準を提示すべき。  PFIの適用の具体事例の成功面・失敗面のベンチマーク情報を提供すべき。  インフラ分野のPFI事業が具体化されない状況を踏まえ、インフラ事業促進の視点から課題を整理すべき。</p>	(統一的基準の設定はPFI事業の適用可能性の制約となる懸念もあり、各管理者が、適切に法や基本方針の理念に基づき、判断することが望ましい。)
35	<p><b>情報公開</b>  国、地方公共団体における情報公開のあり方を検討すべき。</p>	(3) 実施事例のとりまとめ